

被 処 分 者	認 定 証 番 号	北海道公安委員会 第168号
	自動車運転代行業者の名称	運転代行アンカー
	主たる営業所が所在する市町村	釧路市
処 分 年 月 日	令和6年(2024年)9月4日	
処 分 内 容	指示処分	
処 分 理 由	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償責任保険契約について、従業員に登録が漏れていた状態で運転代行業務を実施したこと。 (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条違反)	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項	
処分を行った都道府県	北海道	